

## 更生計画認可

平成13年（ミ）第3号

東京都千代田区九段北4丁目2番1号

更生会社 大成火災海上保険株式会社

- 1 決定年月日 平成14年8月31日
- 2 主文 本件更生計画を認可する。
- 3 理由の趣旨 管財人から提出された更生計画案は、平成14年8月30日の関係人集会で可決され、かつ法定の要件を備えている。
- 4 更生計画の要旨

## 第1章 更生計画立案に至る経過

## 第1節 開始決定までの経過（省略）

## 第2節 開始決定後の管財業務の経過（省略）

## 第3節 更生会社の経営の状況

## 1. 資産・負債の状況

更生会社の開始決定日現在における簿価による資産および負債の状況は、別表1（省略）記載の貸借対照表〔平成13年11月30日現在（財産評定前）記載のとおりである。

管財人が実施した財産評定の結果および債権調査手続等を通じて行った負債評価の結果を反映した更生会社の開始決定日現在の資産および負債の状況は、別表2（省略）記載の貸借対照表〔平成13年11月30日現在（財産評定後）記載のとおりである。

## 2. 損益の状況

開始決定日の翌日である平成13年12月1日から同14年9月30日までの更生会社の損益の実績および見通しは、別表7-1および2（省略）記載のとおりである。

## 3. 従業員の状況（省略）

## 第4節 コミュニケーション（省略）

## 第2章 更生計画の基本方針および骨子

## 第1節 更生計画の基本方針

## 1. 本更生手続の特徴

本更生手続は、保険会社の更生手続（更生特例法）の中でも、損害保険会社の更生手続としては日本で最初の事例であり、

- (1) 保険契約期間中における保険契約者の権利のように債権額が未確定である更生債権が大部分を占めるため、これに対する権利の変更は、単純な債権額の免除という方法ではなく、保険契約の契約条件変更として行われること、
  - (2) 更生特例法上、保険契約者（元受保険契約および再保険契約の契約者）の権利行使は、更生手続への参加申出を行った一部の保険契約者を除き、保険契約に関する権利の代理行使を行う保護機構にて行うこと、
  - (3) 保険業法により、保護機構による資金援助があるため、元受保険契約のうち補償対象契約については、同法第270条の3第2項第1号で定める補償対象割合まで保険契約者の権利が保護されること、
  - (4) 損害保険契約は保険期間が短い契約が多いため（通常は1年契約）、企業価値の著しい劣化が早期に生じること、
  - (5) 既に保険事故が発生しているにもかかわらず、当該事故の報告が損害保険会社に対してなされていない場合の未確定の保険金請求権（IBNR）の見積りが専門的な統計的手法を用いて行われることから、IBNRの債権届出に対する債権調査手続は極めて複雑であり、多くの時間を要する作業であること、
  - (6) 更生会社は、前記第1章第1節2.の記載のとおりFR社経由でのプールによる数多くの海外再保険取引を行ってきたため、保護機構が権利の代理行使を行う保険契約者を除くと、更生債権者の大半が海外の再保険契約者であること、
- といった特徴を有していることから、本更生手続の遂行および更生計画の策定においては、前例のない新たな手法を数多く採り入れた。

## 2. 更生計画策定の基本方針

このような中で、管財人は、前記1.の特徴を踏まえた上で、次の3点を基本方針に掲げて更生手続を遂行し、更生計画の策定を行った。

## (1) 資産劣化の防止と更生計画の早期策定

損害保険会社は、前記1.(4)記載のとおり資産の劣化が極めて短期間に生じることから、管財人は、早期に更生会社のスポンサーを選定するとともに、当該スポンサーの支援を得て代理店の乗合をすすめることにより、更生会社の企業価値を維持しつつ、可能な限り早期に更生計画の策定を行うことに努めた。

## (2) 元受保険契約（補償対象契約）上の権利者の保護

元受保険契約のうち補償対象契約の保険契約者は、個人または零細な中小企業が大半を占めるが、このような保険契約者に対するクレジットリスクを十分に吟味して損害保険契約を締結することは少ないうえ、交通事故を保険事故の対象とした自動車保険のように被害者（第三者）が直接保険金請求権を取得する場合もあるため（保険契約締結に関与していない被害者にクレジットリスクを負担させることは酷である）そのような補償対象契約の保険契約者または保険契約上の権利を有する者を保護する必要性は極めて大きい。

このような必要性に鑑み、管財人は、保険業法上保護の必要性が高いとされている補償対象契約の保険契約者に対し、前記のとおり、開始決定後において裁判所の許可を得たうえで、スポンサーの支援のもと、保険金の上乗せ補償等を行うことにより保険契約者の権利保護を図ってきたが、本更生計画においても、同様の方針のもとで補償対象契約の保険契約者の権利保護を図った。

## (3) 元受保険業務と再保険業務の分離（会社分割）

再保険契約は、損害保険会社が元受保険契約または再保険契約上のリスクを管理するために締結される損害保険会社間における損害填補契約であり、元受保険契約とはその契約内容および責任準備金の計算基礎が大きく異なるうえ、破綻した損害保険会社に新規に再保険料を支払って再保険契約を出再する損害保険会社は想定できないことから、更生会社が新規に再保険業務を営むことは考えられない。従って、更生会社の再保険業務としては、既存の再保険契約のランオフ業務のみを遂行せざるをえない。

以上から、管財人は、スポンサーと統合の上で損害保険事業を今後とも継続する元受保険業務と債権債務の清算を目的とした再保険業務とはその基本的性質を異にすることから、両事業を分離し、本更生計画に基づき会社分割を行って、更生会社を元受保険業務を営む元受更生会社と再保険契約のランオフ業務を行う再保険会社との2社に分割することとした。

## 第2節 更生計画の骨子

## 1. 更生計画の概要

## (1) 会社分割（新設分割）

管財人は、本更生計画において、前記第1節2.(3)で述べた趣旨に基づき、更生会社を元受保険業務を営む元受更生会社と再保険契約について期限を限定したランオフ業務を行う再保険会社の2社に分割することとした。

## (2) 資産分離の方法

本更生計画においては、前記(1)の会社分割によって生じた2社がその事業目的を異にすることから、後記3.(3)③にて記載のとおり、それぞれの会社の事業目的に応じた内容に基づき更生債権の権利の変更および弁済方法を定めた。その上で、両社に振り分けられる各更生債権者間の実質的公平を図るため、共益債権等の見合い資産を除く開始決定日資産評価額を開始決定日更生債権評価額の割合によって分割し、それに、開始決定日以降会社分割期日の前日までに発生する経常利益の見込額を開始決定日更生債権評価額の割合に応じてそれぞれ加算するとともに、同期間における特別損失の見込額（更生手続関連費用、為替差損等）を発生原因に応じて各社に割り付けることにより、会社分割期日現在の割付対象資産額を算定する手法を採用した。

(3) 弁済率（修正基本弁済率）と免除率（当初免除率）

これにより、分割される各社に振り分けられる更生債権の弁済率（修正基本弁済率）は、共益債権等の見合い資産を除く開始決定日資産評価額を開始決定日更生債権評価額で除した割合（基本弁済率）をベースとし、それに、開始決定日以降会社分割期日の前日までの間に発生した経常利益については全更生債権者で公平に享受すべきことから、当該経常利益の見込額を開始決定日更生債権評価額で除した割合（経常利益調整比率）を加算し、同期間における特別損失（更生手続関連費用、為替差損等）についてはその発生原因に応じて各社で分担することが公平であることから、当該各社で分担すべき特別損失の見込額を各社毎の開始決定日更生債権評価額で除した割合（特別損失調整比率）をそれぞれ減算して算定することとした。この場合、認可決定確定日における権利の変更の際に適用される当初免除率は、当該修正基本弁済率を用いて算定されることになる。

また、再保険会社に振り分けられる再保険契約に関連する更生債権は、I B N R等の額未確定の更生債権が多数を占めることから、当該更生債権者間の公平性を確保するために、最終的な弁済率は、会社分割期日後に、更生債権が概ねPaidとなるまでの一定期間（5年間）を経過した後に再計算を行ったうえで決定するものとした。

2. 更生計画のストラクチャーの骨子

本更生計画のストラクチャーの骨子は、次の(1)ないし(3)記載のとおりであるが、その概要は別表31-1ないし6（省略）記載のとおりである。

(1) 会社分割までの諸手続

① 特別目的信託への拠出（別表31-1 省略）

更生会社は、認可決定確定日後において、1,523万米ドルを、パミュダ法に基づき設定された特別目的信託に対し拠出する。なお、当該信託は、パミュダの現地信託銀行が信託宣言により設定した特別目的信託であるため、受益者は存在せず、信託終了時に、残余の信託財産は慈善団体に寄付される。

② パミュダ保険会社の設立（別表31-1 省略）

前記①記載の特別目的信託は、認可決定確定日後に、新たに設立されるパミュダ保険会社に対し、資本金および準備金として1,503万米ドルの出資を行う。

③ 会社分割（新設分割）（別表31-2 省略）

更生会社は、会社分割期日に、新設分割を行い、更生会社の再保険業務を再保険会社に承継させる。この場合、再保険会社に割り付けられる資産の額は後記第3章第1節1.(6)①記載のとおりである。

(2) 元受更生会社の合併までの諸手続

① 再保険会社の株式の譲渡（別表31-4 省略）

元受更生会社は、再保険会社がパミュダ保険会社との間で後記(3)①記載の本件再々保険契約を締結した後に、パミュダ保険に対し、前記(1)③記載の会社分割により割り当てを受けた再保険会社の全株式をその資本金および資本準備金の合計相当額である30億円で譲渡する。

② 発行済み株式の消却と新株の発行（別表31-5 省略）

i 元受更生会社は、認可決定日現在における発行済み株式の全てを、後記ii記載の新株の払込期日の翌日に無償で消却する。

ii 元受更生会社は、前記①記載の株式譲渡が効力を生じた後、損保ジャパンを引受人として新株式を発行し10億円の払い込みを受ける。

iii 前記iおよび同iiにより、元受更生会社の新資本金は10億円となる。

③ 合併（簡易合併）（別表31-6 省略）

i 元受更生会社は、前記②記載の増減資が効力を生じた後、損保ジャパンと合併（簡易合併）し、損保ジャパンは存続し、元受更生会社は解散する。

ii 再保険会社に承継される債務を除く更生会社の債務については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが本更生計画に従い弁済する。

(3) 再保険会社の諸手続および運営

① 再々保険契約の締結（別表31-3 省略）

再保険会社は、前記(1)②記載のパミュダ保険会社設立日または会社分割期日のいずれか遅い日より後に、パミュダ保険会社との間で、再保険会社を出再保険会社、パミュダ保険会社を受再保険会社とし、再保険会社に承継される再保険更生債権にかかる受再保険契約を引受対象とする本件再々保険契約を締結する。

② 定期報告と債権者諮問委員会

i 再保険会社は、平成15年3月末日に終了する決算期から最終弁済率計算基準日の属する決算期までの間、半期毎に、再保険更生債権者に対し、書面により期末報告または半期報告を行う。

ii 再保険更生債権の債権者の議決権額の3分の2以上の多数を占める再保険更生債権者が、連名により5名以内の委員を推薦のうえ債権者諮問委員会の設置を書面により要請する場合には、再保険会社は、可及的速やかに債権者諮問委員会を設置する。

iii 債権者諮問委員会の設置要綱は、前記iiの債権者諮問委員会の委員候補者と協議のうえ、再保険会社が決定する。

3. 権利の変更と弁済方法の骨子

(1) 権利の変更の対象となる債権の分類

本更生計画において権利の変更の対象となる債権または保険契約上の権利の分類は、次のとおりである。

① 更生担保権

② 優先的更生債権

i 退職手当金等優先的更生債権

ii 退職年金等優先的更生債権

③ 更生債権

i 元受保険更生債権

a 補償対象更生債権

b 補償対象外更生債権

c 既払補償対象更生債権

ii 再保険関連更生債権

a 再保険更生債権

b 合意確定再保険更生債権

c その他の再保険関連更生債権

iii 一般更生債権

a 役員退職年金等更生債権

b その他の一般更生債権

④ 劣後的更生債権

(2) 修正基本弁済率および当初免除率（別表4-2、同6-1および2 省略）

会社分割期日における割付対象資産額の計算ならびに権利の変更および弁済方法を定めるために必要な修正基本弁済率および当初免除率の計算方法は次のとおりである。ただし基本弁済率および修正基本弁済率は小数点第12位以下を切り捨てた率とする。

- ① 基本弁済率  
修正基本弁済率を算定する前段階で算定される各更生債権に共通の基本弁済率は、以下の計算式によって算出される。  
(計算式)  

$$P1 = (A - B) \div D$$

$$= 317,642,950,212円 \div 412,463,159,624円$$

$$0.77011229439 \text{ (約77.01\%)}$$
(数値内容)  
P1・・・基本弁済率  
A・・・開始決定日資産評価額344,092,212,858円  
B・・・開始決定日現在の共益債権等の債権額 (= 共益債権等の見合資産の額)  
26,449,262,646円  
C・・・(削除)  
D・・・開始決定日更生債権評価額412,463,159,624円
- ② 修正基本弁済率  
(計算式)  

$$P1a = P1$$

$$+ (A1 \div D) \quad \text{(経常利益調整比率)}$$

$$- (A2a \div Da) \quad \text{(特別損失調整比率)}$$

$$0.73022326197 \text{ (約73.02\%)}$$

$$P1b = P1$$

$$+ (A1 \div D) \quad \text{(経常利益調整比率)}$$

$$- (A2b \div Db) \quad \text{(特別損失調整比率)}$$

$$0.77031325937 \text{ (約77.03\%)}$$
(数値内容)  
P1a・・・修正基本弁済率(再保険会社)  
P1b・・・同(元受更生会社)  
A1・・・経常利益見込額  
2,137,000,000円  
A2a・・・特別損失見込額のうち、発生原因別に再保険会社が負担すべき部分  
5,891,262,605円  
A2b・・・特別損失見込額のうち、発生原因別に元受更生会社が負担すべき部分  
1,403,143,442円  
Da・・・開始決定日更生債権評価額(再保険会社)  
130,713,320,985円  
Db・・・開始決定日更生債権評価額(元受更生会社)  
281,749,838,639円
- ③ 当初免除率(別表4-2省略)  
各種更生債権のうち以下の更生債権は、以下の計算式を適用して当初免除率を算定の上、後記第4章第4節4.(2)、同第5節2.(2)①i、同第5節2.(4)および同第6節記載のとおり権利の変更を行う。  
i 再保険更生債権およびその他の再保険関連更生債権  
(計算式)  

$$M1 = 1 - P1a \times E$$
(数値内容)  
M1・・・当初免除率  
E・・・当該更生債権に適用される別表4-2(省略)記載の現在価値引直率

- ii 一般更生債権  
(計算式)  

$$M1 = 1 - P1b \times E$$
役員退職年金等更生債権については、別表17-1(省略)記載の現在価値引直率をEとして適用し、その他の一般更生債権については別表4-2(省略)記載の現在価値引直率をEとして適用する。
- iii 補償対象外更生債権  
(計算式)  

$$M1 = 1 - 0.7703 (P1b \text{ につき小数点第5位以下を切り捨てた数値})$$

$$= 0.2297$$
補償対象外更生債権は、将来にわたって弁済するので、現在価値引直率は免除率の計算において適用されない。
- (3) 権利の変更および弁済方法(省略)
- 第3章 更生計画のストラクチャー(組織変更等)
- 第1節 会社分割(新設分割)
1. 会社分割(新設分割)の条件および条項(以下「条件等」という)  
更生会社は、以下の条件等に従い、会社分割(新設分割)により再保険会社を設立する。
- (1) 再保険会社の定款の規定  
再保険会社の定款の規定は、別表27(省略)記載のとおりとする。ただし、定款第1条記載の商号、同第3条記載の本店の所在地、同第5条記載の発行株式総数および同附則(設立に際して発行する株式)の各規定は、管財人が、裁判所の許可を得て変更することができる。
- (2) 分割すべき時期(会社分割期日)  
平成14年10月1日(ただし、認可決定確定日が同年9月25日以降の場合または手続上の問題が生じて同年10月1日に会社分割をすることが困難となった場合には、認可決定確定日から2か月を経過する日までの間で裁判所の許可を得て管財人が決定する日)
- (3) 再保険会社の新株式の発行
- ① 新株の種類  
普通株式
- ② 発行する新株の数  
3万株
- ③ 割当に関する事項  
全株式を元受更生会社に対して割り当てる。
- (4) 再保険会社の資本の額および準備金に関する事項  
再保険会社の資本金および資本準備金の額は、以下のとおりである。
- ① 資本金  
金15億円(ただし、管財人が会社分割期日までの間に裁判所の許可を得て決定した額に変更することができる)
- ② 資本準備金  
商法第288条の2第1項3号の2の超過額
- (5) 分割交付金および社債  
分割交付金の支払および社債の割当は行わない。

(6) 再保険会社が更生会社から承継する権利義務

再保険会社は、会社分割に際して、以下のとおり更生会社の再保険業務にかかる権利(資産)義務(負債)契約その他の法的地位の一切(ただし、更生会社の代理店であるジャパン・アジア・リー・リミテッド(Japan Asia Re Limited)を通じて締結した再保険契約およびそれに関連する権利を除く)を更生会社より承継する。

① 承継する権利(資産)

再保険会社が更生会社より承継する権利(資産)は、以下のとおりである。ただし、後記 ii 記載の債権のうち保険業法第101条第1項第1号および同項第2号記載の各共同行為に基づく債権は除く。

i 現預金(後記 v ないし vii を除く)

現預金(後記 v ないし vii を除く)の額は、以下の計算式に基づき再保険会社に対する割付対象資産額(米国通貨)を計算し、当該割付対象資産額から後記 ii ないし iv 記載の権利(資産)の米国通貨評価額の合計額を控除した額(米国通貨)である。なお、後記 ii ないし iv 記載の権利(資産)の米国通貨評価額は、会社分割期日までの間に、財産評定において採用した評価方法を基準として、裁判所の許可を得て管財人が決定する。

(計算式)

$$Z = (Da - F) \times P1a \div 124 \text{ (円/米国ドル)}$$

$$= (130,713,320,985 - 116,392,984,634) \times 0.73022326197 \div 124$$

$$84,330,989 \text{ 米国ドル}$$

(数値内容)

Z・・・割付対象資産額(米国通貨)  
 Da・・・開始決定日更生債権評価額(再保険会社)  
 130,713,320,985円  
 F・・・合意確定再保険更生債権にかかる開始決定日更生債権評価額  
 116,392,984,634円(更生計画案提出日現在)  
 P1a・・・修正基本弁済率(再保険会社)  
 0.73022326197

ii 更生会社が締結したすべての再保険契約(受再保険契約および出再保険契約)に関連する債権(受再保険契約に関する信用状引落金にかかる債権のうち受再保険契約に関する未引落信用状にかかる債権を含む)

iii 各種損害賠償請求権等

iv 英国における仮清算人の保有する前記 ii および iii 記載の債権の回収金に対する引渡請求権

v 合意確定再保険更生債権の別表16(省略)記載の合意弁済額の合計額に相当する現預金

vi 再保険会社の資本金および資本準備金に相当する30億円の現預金(ただし、管財人が会社分割期日までの間に裁判所の許可を得て決定した額に変更することができる)

vii 後記② ii、iii および v 記載の会社分割期日現在の共益債権額と同額の現預金

② 承継する義務(債務)

再保険会社が更生会社より承継する義務(債務)は、以下のとおりである。ただし、後記 i および ii 記載の債務のうち保険業法第101条第1項第1号および同項第2号記載の各共同行為に基づく債務は除くものとする。

i 再保険関連更生債権

ii 受再保険契約および出再保険契約に関連する共益債権

iii 再保険会社およびバミューダ保険会社の設立・運営に関連する共益債権

iv (欠番)

v その他再保険業務に関連する共益債権

③ 承継する契約その他の法的地位

再保険会社が更生会社より承継する契約その他の法的地位は、以下のとおりであり、別表28に掲げるものを含む。ただし、後記 i および ii 記載の契約のうち保険業法第101条第1項第1号および同項第2号記載の共同行為に基づく契約は除くものとする。

i 受再保険契約

ii 出再保険契約

iii 受再保険契約に関する信用状にかかわる契約

iv 再保険会社およびバミューダ保険会社の設立・運営に関連する契約

v その他の再保険事業に関連する契約または法的地位

(7) 再保険会社の役員を選任(省略)

(8) 再保険会社の会計監査人(省略)

2. 免許の承継

再保険会社は、更生会社の有する損害保険業免許を、再保険業務に関わる範囲で承継し、保険業法上の保険会社となる。

第2節 特別目的信託(省略)

第3節 バミューダ保険会社(省略)

第4節 再保険会社の業務および再々保険契約の締結(省略)

第5節 再保険会社の株式譲渡・増資(省略)

第6節 更生会社および元受更生会社の組織変更等

1. 更生会社の定款の変更

更生会社の定款を別表26(省略)記載のとおりに変更する。

2. 更生会社の役員を選任(省略)

3. 元受更生会社の株主の権利変更

元受更生会社は、前記第5節記載の再保険会社の株式譲渡の効力が生じた後、以下のとおりその資本を減少させる。

(1) 減少すべき資本の額

100億円

(2) 資本減少の方法

認可決定日における発行済株式の全てを無償で消却する。

(3) 資本減少の効力発生時期

後記4.(3)記載の新株の払込期日の翌日とする。

(4) 株券の提出

消却される株式を有する者に対し、株券の提出を求めない。

4. 元受更生会社の新株の発行

元受更生会社は、前記第5節記載の再保険会社の株式譲渡の効力が生じた後、以下のとおり第三者割当により払込を受けて新株を発行する。

(1) 新株の種類および数

① 新株の種類

普通株式

② 発行株式数

2万株

(2) 新株の発行価額

5万円

- (3) 新株の払込期日  
認可決定日から3か月を経過した日とする。ただし、管財人は、新株の割当てを受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、当該払込期日を変更し、前記第5節記載の再保険会社の株式譲渡の効力が生じた日以降の日を新たな払込期日として定めることができる。
- (4) 増加する資本の額および資本に組み入れない額  
増加する資本の額は10億円とする。
- (5) 新株の割当方法  
新株式の割当ては、全て損保ジャパンに対して行う。
- (6) 配当の制限  
更生手続中は、株主に対する利益の配当および商法第293条の5第1項(中間配当)の金銭の分配は行わない。

#### 第7節 合併(簡易合併)

元受更生会社は、損保ジャパンと以下の要綱に従い、存続会社を損保ジャパンとし、解散会社を元受更生会社として合併する。ただし、合併会社ならびにその取締役および監査役は、本更生計画を遂行するにあたって、再保険会社、再保険更生債権者、パミュダ保険会社またはその他の第三者に対し損害賠償責任等の一切の責任を負わない。

1. 存続会社の商号  
存続会社の商号は、株式会社損害保険ジャパンとする。
2. 合併すべき時期  
合併すべき時期は、平成14年12月1日(ただし、会社分割期日が同年10月25日以降となった場合、または、手続上の問題が生じて平成14年12月1日に合併することが困難となった場合には、会社分割期日から3か月を経過する日までの間で裁判所の許可を得て管財人が決定する日)とする。
3. 損保ジャパンにおける合併契約書承認決議のための株主総会  
損保ジャパンは、商法第413条の3第1項に基づき、株主総会の承認を得ないで合併する。
4. 権利義務の承継  
損保ジャパンは、合併によって、更生計画によるものを含め、合併期日の前日における元受更生会社の全ての権利義務関係を継承する。
5. 損保ジャパンの定款の変更  
商法第413条の3第1項に基づく合併であるので、同条第3項により、損保ジャパンについて、合併による定款変更は行わない。
6. 合併新株式の発行
  - (1) 更生債権者および更生担保権者に対する合併新株式の発行は行わない。
  - (2) 合併時における元受更生会社の株主は損保ジャパンのみであるので、株主に対する合併新株式の発行は行わない。
7. 自己株式の移転
  - (1) 更生債権者および更生担保権者に対して、自己株式を新株式の発行に代えて移転させることはしない。
  - (2) 合併時における元受更生会社の株主は、損保ジャパンのみであるので、株主に対して、自己株式を新株式の発行に代えて移転させることはしない。
8. 損保ジャパンの増加すべき資本の額および準備金に関する事項  
損保ジャパンが合併により増加すべき資本金および資本準備金の額は、以下のとおりである。
  - (1) 資本金  
合併により資本金を増加しない。
  - (2) 資本準備金  
合併により合併差益を生じる場合には、その金額。

9. 合併交付金、新株予約権および社債  
合併時における元受更生会社の株主は損保ジャパンのみであるので、合併交付金の支払ならびに新株予約権および社債の割当ては行わない。

10. 合併に際して就職すべき取締役および監査役  
商法第413条の3第1項に基づく合併であるので、同条第3項により、合併に際して就職すべき取締役および監査役は定めない。

#### 第8節 再保険会社およびパミュダ保険会社の清算(省略)

#### 第4章 更生債権等に関する権利の変更と弁済方法

##### 第1節 通則

1. 弁済会社  
更生担保権および更生債権の弁済(追加弁済を除く)の主体は、次のとおりである。
  - (1) 更生担保権は、更生会社が弁済する。  
ただし、更生会社が確定した更生担保権の全額につき免除を受けた場合を除く。
  - (2) 優先的更生債権および元受保険更生債権は、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが弁済する。
  - (3) 一般更生債権は、元受更生会社が弁済する。
  - (4) (欠番)
  - (5) 再保険関連更生債権は、再保険会社が弁済する。
2. 弁済の場所および方法
  - (1) 更生担保権の弁済は、原則として、更生会社の本店(東京都千代田区九段北4丁目2番1号)において行う。ただし、書面にて振込による支払を希望する更生担保権者に対しては、更生会社は、更生会社の振込手数料負担により、更生担保権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。
  - (2) 優先的更生債権および一般更生債権の弁済は前記(1)記載の方法によるものとする。ただし、元受更生会社または損保ジャパンが支払う場合は、前記(1)記載の更生会社を元受更生会社または損保ジャパンに読み替えて適用する。
  - (3) 元受保険更生債権の弁済は、弁済時における普通保険約款等の定めに従った場所および方法によって行う。
  - (4) 再保険関連更生債権の弁済は、弁済時における再保険会社の本店において行う。ただし、書面にて振込による支払を希望する再保険関連更生債権者に対しては、再保険会社は、再保険会社の振込手数料負担により、再保険関連更生債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する。  
なお、再保険会社は、パミュダ保険会社をして弁済事務を代行させることができる。
3. 債権放棄・取下げおよび債権譲渡等の場合の取扱い
  - (1) 開始決定日以降認可決定日までに更生担保権または更生債権の一部の放棄または取下げがあったときは、本章第2節ないし第7節記載の権利の変更および弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。
  - (2) 開始決定日以降認可決定日までに更生担保権または更生債権の譲渡または移転があった場合には、本章第2節ないし第7節記載の権利の変更および弁済方法の定めは移転前の債権額を基準として適用する。なお、これらの権利の一部移転の場合、新旧の債権者がその債権額に按分して免除の効力を負担する。
4. 円貨または外貨による計算と端数処理
  - (1) 円貨による計算の場合
    - ① 円貨建の債権(再保険更生債権を除く)の権利の変更において生じる免除後の債権額および弁済額の計算において生じた1円未満の端数は切り捨てる。
    - ② 外貨建の債権を円貨に換算する場合、当該換算の際に生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 外貨による計算の場合

- ① 米国通貨建の債権または後記第 5 節 2.(1)によって権利の変更をした後の米国通貨建の債権について、権利の変更において生じる免除後の債権額および弁済額の計算において生じた 1 セント未満の端数は切り捨てる。
- ② 米国通貨以外の通貨を米国通貨に換算する場合に生じた 1 セント未満の端数は切り捨てる。

5. 弁済通貨

- (1) 再保険関連更生債権の弁済は米国通貨によって行う。
- (2) 前記(1)の弁済を除く全ての弁済は原契約または原約款の約定通貨によって行う。

6. 日本国外における法的手続等の禁止

更生担保権者または更生債権者は、日本国外において、更生会社、再保険会社、元受更生会社もしくは損保ジャパンまたはそれらが保有する日本国外の資産に対し、更生担保権または更生債権に関するあらゆる法的手続（仲裁、司法・準司法・行政・規則上の訴訟・手続、差押え等の強制執行手続その他一切の法的手続を含む）を提起または継続することができない（ただし、会社更生法または本更生計画で許容されている法的手続を除く）。

第 2 節 更生担保権の弁済方法

1. 確定債権

2 件 886,733,243円および額未定 別表 8（省略）

2. 弁済方法

更生会社は、平成 14 年 10 月末日（ただし、認可決定確定日が同年 9 月 25 日以降の場合は、会社分割期日以降同日の翌日から起算して 2 か月を経過する日の属する月の末日までの間で、予め裁判所の許可を得て管財人が決定した日）限り、確定した更生担保権の額を一括して支払う。ただし、更生会社が、裁判所の許可および更生担保権者の同意を得て、前記の期日までにスポンサー（損保ジャパン）との間において免責の債務引受契約を締結したときは、当該債務引受の効力発生の時点において、確定した更生担保権の全額につき免除を受ける。

第 3 節 優先的更生債権の権利の変更および弁済方法

1. 退職手当金等優先的更生債権

(1) 確定債権

161 件 804,437,000円 別表 9（省略）

(2) 権利の変更および弁済方法

更生会社または元受更生会社は、別表 9（省略）記載の退職手当金等優先的更生債権者に対し、認可決定確定日から 1 か月を経過する日の属する月の末日（以下、本項において「退職手当金弁済日」という）までにその全額を一括して弁済する。この場合、当該弁済日までの遅延利息は付さない。

別表 9（省略）記載の退職手当金等優先的更生債権者のうち退職手当金受給権者が退職手当金弁済日までに死亡した場合の遺族退職手当金受給権については、更生会社または元受更生会社が、遺族退職手当金受給権者に対し、退職手当金弁済日から 1 か月を経過する日の属する月の末日までにその全額を一括して弁済する。この場合、当該弁済日までの遅延利息は付さない。

2. 退職年金等優先的更生債権

(1) 第一適格退職年金等受給権

① 確定債権

391 件 657,857,524円および額未定 別表 10（省略）

② 権利の変更および弁済方法

更生会社、元受更生会社または損保ジャパンは、別表 10（省略）記載の第一適格退職年金等受給権者に対し、更生会社の第一適格退職年金規程の定めに従い弁済する。ただし、年金信託契約の受託者もしくは新企業年金保険契約の保険者が当該契約に従い弁済した場合または損保ジャパン厚生年金基金が弁済した場合には弁済を行わない。

別表 10（省略）記載の第一適格退職年金等受給権者のうち第一適格退職年金受給権者が死亡した場合の遺族年金受給権については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが、遺族年金受給権者に対し、更生会社の第一適格退職年金規程の定めに従い弁済する。ただし、年金信託契約の受託者もしくは新企業年金保険契約の保険者が当該契約に従い弁済した場合または損保ジャパン厚生年金基金が弁済した場合には弁済を行わない。

(2) 第二適格退職年金等受給権

① 確定債権

184 件 1,044,146,550円 別表 11（省略）

② 権利の変更および弁済方法

更生会社、元受更生会社または損保ジャパンは、別表 11（省略）記載の第二適格退職年金等受給権者に対し、更生会社の第二適格退職年金規程の定めに従い弁済する。ただし、年金信託契約の受託者もしくは新企業年金保険契約の保険者が当該契約に従い弁済した場合または損保ジャパン厚生年金基金が弁済した場合には弁済を行わない。

別表 11（省略）記載の第二適格退職年金等受給権者のうち第二適格退職年金受給権者が死亡した場合の遺族年金受給権については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが、遺族年金受給権者に対し、更生会社の第二適格退職年金規程の定めに従い弁済する。ただし、年金信託契約の受託者もしくは新企業年金保険契約の保険者が当該契約に従い弁済した場合または損保ジャパン厚生年金基金が弁済した場合には弁済を行わない。

(3) 退職年金等受給権

① 確定債権

1 件 1,433,319円 別表 12（省略）

② 権利の変更および弁済方法

更生会社または元受更生会社は、別表 12（省略）記載の退職年金等受給権者に対して、認可決定確定日の属する月の末日（以下、本項および次項において「認可決定確定月末日」という）に既に支払期日が到来している退職年金の金額に、認可決定確定月末日に支払期日が到来していない退職年金の金額を別表 12（省略）記載の現在価値引直率により認可決定確定月末日における現在価値に引き直し計算した金額を加算した合計額を、認可決定確定日から 2 か月を経過する日の属する月の末日（以下、本項において「退職年金弁済日」という）までに一括して弁済する。なお、退職年金弁済日までの遅延利息は付さない。

この場合、認可決定確定日に、退職年金等受給権の債権額のうち前記弁済額を超える部分につき免除を受ける。

別表 12（省略）記載の退職年金等受給権者が退職年金弁済日までに死亡した場合の遺族年金受給権については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが認可決定確定月末日に既に支払期日が到来している遺族年金の金額に、認可決定確定月末日に支払期日が到来していない遺族年金の金額を別表 12（省略）記載の現在価値引直率により認可決定確定月末日における現在価値に引き直し計算した金額を加算した合計額を、退職年金弁済日から 2 か月を経過する日の属する月の末日（以下、本項において「退職遺族年金弁済日」という）までに一括して弁済する。なお、退職遺族年金弁済日までの遅延利息は付さない。

この場合、別表 12（省略）記載の退職年金等受給権者が死亡した日に、遺族年金受給権の債権額のうち前記弁済額を超える部分につき免除を受ける。

(4) 第二退職年金等受給権

① 確定債権

4件 5,496,172円 別表13(省略)

② 権利の変更および弁済方法

更生会社または元受更生会社は、別表13(省略)記載の第二退職年金等受給権者に対して、認可決定確定月末日に既に支払期日が到来している退職年金の金額に、認可決定確定月末日に支払期日が到来していない退職年金の金額を別表13(省略)記載の現在価値引直率により認可決定確定月末日における現在価値に引き直し計算した金額を加算した合計額を、認可決定確定日から2か月を経過する日の属する月の末日(以下、本項において「第二退職年金弁済日」という)までに一括して弁済する。なお、第二退職年金弁済日までの遅延利息は付さない。

この場合、認可決定確定日に、第二退職年金等受給権の債権額のうち前記弁済額を超える部分につき免除を受ける。

別表13(省略)記載の第二退職年金等受給権者が第二退職年金弁済日までに死亡した場合の遺族年金受給権については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが、認可決定確定月末日に既に支払期日が到来している遺族年金の金額に、認可決定確定月末日に支払期日が到来していない遺族年金の金額を別表13(省略)記載の現在価値引直率により認可決定確定月末日における現在価値に引き直し計算した金額を加算した合計額を、第二退職年金弁済日から2か月を経過する日の属する月の末日(以下、本項において「第二退職遺族年金弁済日」という)までに一括して弁済する。なお、第二退職遺族年金弁済日までの遅延利息は付さない。

この場合、別表13(省略)記載の第二退職年金等受給権者が死亡した日に、遺族年金受給権の債権額のうち前記弁済額を超える部分につき免除を受ける。

第4節 元受保険更生債権の権利の変更および弁済方法

1. 確定債権

保護機構が裁判所に提出した保険契約者表記の元受保険更生債権に関する部分および別表17-2(省略)整理番号1ないし3記載の元受保険更生債権

2. 元受保険契約の分類

(1) 補償対象契約(詳細は別表33-1(省略)記載のとおり)

元受保険契約のうち補償対象契約は以下のとおりである。

- ① 自動車損害賠償責任保険契約
- ② 地震保険契約
- ③ 年金払積立傷害保険契約
- ④ 財形傷害保険契約
- ⑤ 自動車保険契約
- ⑥ 火災保険契約(ただし、保険契約者が個人、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する「小規模企業者」または建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の「団体(主として住居としての用途に供する建物ならびにその敷地および附属施設の管理を行うための団体に限る)である保険契約に限る)

- ⑦ 傷害保険契約
- ⑧ 医療費用保険契約
- ⑨ 介護費用保険契約

(注) 前記⑥、⑦および⑨に属する積立型保険契約を含む。

(2) 補償対象外契約(詳細は別表33-2(省略)記載のとおり)

補償対象外契約は、前記(1)の補償対象契約以外の元受保険契約である。

(3) 火災保険契約に関する補償対象契約の判定手続

前記(1)⑥の火災保険契約の保険契約者が法人または団体である場合において、当該保険契約者が中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」または建物の区分所有等に関する法律第3条の「団体」に該当するか否かについては、変更基準日時点の保険契約者の実態を基準とし、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが当該保険契約者の申告に基づき判定する(更生会社が非幹事である共同保険契約については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンは、当該判定事務を当該共同保険契約にかかる幹事保険会社に委託することができる)。

なお、前記判定にあたり、更生会社、元受更生会社または損保ジャパン(判定事務を委託した場合における幹事保険会社を含む)は、当該申告内容を疎明するに必要な書類を徴求することができる。

3. 契約条件等の変更基準日および変更対象

(1) 変更基準日

契約条件等の変更の基準日は、開始決定日(平成13年11月30日)とする。

(2) 契約条件変更の対象となる契約

契約条件変更の対象となる契約は、更生手続申立日の前日である平成13年11月21日以前に締結された元受保険契約とする。ただし、以下の①および②の契約を除く。

- ① 変更基準日前において保険期間が終了している元受保険契約(ただし、満期返戻金の分割払特約が付帯された元受保険契約については当該特約が継続している間、財形年金傷害保険契約に基づき財形年金の給付を受けている場合には当該財形年金の給付を受けている間、保険期間が終了していないものとみなす)
- ② 保険始期が変更基準日の翌日以降である元受保険契約

(3) 権利の変更の対象となる債権

権利の変更の対象は、変更基準日において保険期間が終了している元受保険契約にかかる元受保険更生債権および既払補償対象更生債権とする。

4. 契約条件変更の具体的内容

(1) 補償対象契約(補償対象更生債権)の条件変更

① 補償対象契約のうち一般型保険契約および積立型保険契約の補償部分

保険金ならびに解約返戻金、契約内容の変更により生じる返戻金およびその他一切の返戻金(ただし、満期返戻金は除く)以下、本章においては、これらの返戻金をまとめて「返戻金等」という)の支払金額の変更は行わない。

② 補償対象契約のうち積立型保険契約の積立部分

当該契約部分については、以下のとおり契約条件を変更する。

i 責任準備金の額の変更

変更基準日における払戻積立金および契約者配当準備金の額をそれぞれ10%削減する。

ii 予定利率の変更

a 財形傷害保険契約以外の予定利率については、保険契約の満期日(注)が下表左欄のいずれに該当するかの区分に応じ、同表右欄に定める予定利率に変更する。

| 保 険 契 約 の 満 期 日 (注)       | 予 定 利 率 |
|---------------------------|---------|
| 平成18年11月30日まで             | 0.25%   |
| 平成18年12月1日以降平成23年11月30日まで | 0.50%   |
| 平成23年12月1日以降              | 1.05%   |

(注) 年金払積立傷害保険契約については第1回給付金支払日、積立介護費用保険契約については積立期間満了日とそれぞれ読み替えて適用する。

- b 財形傷害保険契約の予定利率は1.5%とする。
- iii 満期返戻金および年金の額の変更
  - a 年金払積立傷害保険契約および財形傷害保険契約以外の積立型保険契約にかかる満期返戻金の額
 

満期返戻金の額については、前記 i の条件変更に基づき、変更基準日における払戻積立金の額を90%に減額した上で、減額後の払戻積立金の額および変更基準日の翌日以降に払込期日が到来する積立保険料に対して前記 ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
  - b 年金払積立傷害保険契約および財形傷害保険契約にかかる年金の額
    - ア 変更基準日において年金給付が開始されていない契約の年金の額については、前記 i の条件変更に基づいて変更基準日における払戻積立金の額を90%に減額した上で、減額後の払戻積立金の額および変更基準日の翌日以降に払込期日が到来する積立保険料に対して前記 ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
    - イ 変更基準日において既に年金給付が開始されている契約の年金の額については、既給付部分については変更せず、未給付部分につき変更基準日における払戻積立金の額を90%に減額した上で、減額後の払戻積立金の額に対して前記 ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
  - c 満期返戻金を分割払いしている契約
 

変更基準日において満期返戻金を分割払いしている契約にかかる当該分割金の額は、既払部分については変更せず、未払部分について、変更基準日における払戻積立金を90%に減額した上で、減額後の払戻積立金の額に対して前記 ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
  - d 保険料が前納されている契約
 

変更基準日において積立保険料が前納されている契約にかかる満期返戻金または年金の額については、前記 i の条件変更に基づいて変更基準日における払戻積立金の額を90%に減額した上で、前納期間を変更せず、減額後の払戻積立金の額に対して前記 ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。ただし、満期返戻金または年金の既払部分がある契約における当該既払部分については変更しない。
- iv 解約等返戻金の額の変更
 

保険契約の解約、解除、無効または失効（以下、本節において「解約等」という）にかかる返戻金の額については、前記 i の条件変更に基づき、変更基準日における払戻積立金の額を90%に減額した上で、減額後の払戻積立金および変更基準日の翌日以降に払込期日が到来する積立保険料の額に対して前記 ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。

なお、適用される普通保険約款または特約条項に解約等返戻金 A 表および B 表が規定されている契約については、当該表記載の適用事由を別表34（省略）記載のとおり変更する。
- v 契約者配当金に関する変更
  - a 契約者配当準備金の額の変更
 

契約者配当準備金の額については、前記 i の条件変更に基づき、変更基準日における契約者配当準備金の額を90%に減額した額に変更する。
  - b 新たな契約者配当準備金の積立
 

財形傷害保険以外の積立型保険契約にかかる契約者配当準備金については、変更基準日から、認可決定日の翌日が属する事業年度の末日より10年を経過するまでの間、新たな積立を行わない。ただし、元受更生会社または損保ジャパンは、認可決定日の翌日の属する事業年度の末日から5年を経過する日において、対象とする保

険契約にかかる積立保険料の運用の状況を勘案し、上記期間を短縮することができる。

なお、変更基準日における減額後の契約者配当準備金に対しては、変更基準日以降、利息を付さないものとする。

- c 契約者配当金の額の変更
 

契約者配当金の額については、前記 a および b の条件変更に基づいて算出される額に変更する。

- vi 解約等返戻金に対する早期解約控除の適用
 

積立型保険契約の積立部分について、平成21年3月31日までに別表34（省略）による変更後の解約等返戻金 B 表記載の適用事由により解約等がなされる場合は、それにより支払うべき解約等返戻金（契約者配当金がある場合にはこれを含む）の額からこれに下表の控除率（解約等の日が下表左欄のいずれに該当するかの区分に応じ下表右欄に定める控除率を適用する）を乗じて算定される額を差し引いた金額を支払うものとする。

【早期解約控除率表】

| 解 約 等 の 日               | 控 除 率 |
|-------------------------|-------|
| 平成15年3月31日まで            | 15%   |
| 平成15年4月1日以降平成16年3月31日まで | 13%   |
| 平成16年4月1日以降平成17年3月31日まで | 11%   |
| 平成17年4月1日以降平成18年3月31日まで | 9%    |
| 平成18年4月1日以降平成19年3月31日まで | 7%    |
| 平成19年4月1日以降平成20年3月31日まで | 5%    |
| 平成20年4月1日以降平成21年3月31日まで | 3%    |

- vii 保険料自動振替貸付および契約者貸付に関する変更
  - a 保険料自動振替貸付および契約者貸付の限度を計算する基準となる額は、前記 iv の変更および前記 vi の早期解約控除を適用した後の解約等返戻金の額に変更する。
  - b 保険料自動振替貸付および契約者貸付について前記 a を適用する場合の契約失効の判定は、更生会社が定める日（認可決定日後のいずれかの日とする）に行う。
  - c 更生会社は、前記 b の判定日より1か月以上の期間を置いた特定の日を失効予定日と定め、当該失効予定日において失効すべき契約の保険契約者に対し、失効予定日までに貸付金元利合計額の全額を支払わない場合には、失効予定日をもって契約が失効する旨を通知する。当該通知は、失効予定日の少なくとも1か月前までに保険契約者に到達するように行う。
  - d 前記 c の通知にもかかわらず、保険契約者が貸付金元利合計額の全額を支払わないことにより契約が失効となる場合において、前記 a の変更後の解約等返戻金の額を超過して貸し付けている部分について、更生会社は、保険契約者に対し当該部分の返還を請求することができる。

(2) 補償対象外契約（補償対象外更生債権）の条件変更

- ① 補償対象外契約のうち一般型保険契約および積立型保険契約の補償部分
  - i 支払備金および責任準備金の額の変更
 

変更基準日における支払備金および責任準備金の額をそれぞれ22.97%削減する。



- ii 保険金および返戻金等の額の変更  
保険金および返戻金等の額については、前記 i の条件変更に基づき、条件変更前の契約条件（以下、本節において「旧条件」という）に従って支払われるべき保険金および返戻金等の額に77.03%を乗じた金額に変更する。ただし、以下の場合はそれぞれの規定に従う。
- a 保険期間が1年を超え、保険年度（契約年度を含む）の定めのある契約のうち保険料を分割して支払う契約にあっては、変更基準日の属する保険年度の翌保険年度以降にかかる契約部分については、上記変更を適用しない。
- b 平成13年11月22日以降認可決定日までの間に、次に掲げる保険契約の内容の変更を受け付けた場合（解約と実質的に同視しうる変更は受け付けないものとする）において、当該契約内容の変更に基づく返戻金については、上記変更を適用しない。
- ア 保険の目的物の所在地・構造・用法の変更  
イ 被保険者の変更および増減、職種級別の変更
- ② 補償対象外契約のうち積立型保険契約の積立部分
- i 責任準備金の額の削減  
変更基準日における払戻積立金および契約者配当準備金の額をそれぞれ22.97%削減する。
- ii 予定利率の変更  
予定利率を前記(1)② ii と同様に変更する。
- iii 満期返戻金の額の変更
- a 満期返戻金の額については、前記 i の条件変更に基づき、変更基準日における払戻積立金の額を77.03%に減額した上で、減額後の払戻積立金の額および変更基準日の翌日以降に払込期日が到来する積立保険料の額に対して前記(1)② ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
- b 保険料が前納されている契約  
変更基準日において積立保険料が前納されている契約にかかる満期返戻金または年金の額については、前記 i の条件変更に基づき変更基準日における払戻積立金の額を77.03%に減額した上で、前納期間を変更せず、減額後の払戻積立金の額に対して前記(1)② ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
- iv 解約等返戻金の額の変更  
解約等返戻金の額については、前記 i の条件変更に基づき、変更基準日における払戻積立金の額を77.03%に減額した上で、減額後の払戻積立金および変更基準日の翌日以降に払込期日が到来する積立保険料の額に対して前記(1)② ii の予定利率を適用して算出される額に変更する。
- なお、適用される普通保険約款または特約条項に解約等返戻金 A 表および B 表が規定されている契約については、当該表記の適用事由を別表34（省略）記載のとおり変更する。
- v 契約者配当金に関する変更  
契約者配当金に関する変更については、「90%」とあるのを「77.03%」に読み替えたうえで、前記(1)② v に準じて取り扱うものとする。
- vi 保険料自動振替貸付および契約者貸付に関する変更
- a 保険料自動振替貸付および契約者貸付の限度を計算する基準となる額は、前記 iv の変更後の解約等返戻金の額に変更する。
- b 保険料自動振替貸付および契約者貸付における契約失効の判定および失効契約の取扱い、前記(1)② vii の b ないし d に準じて取り扱う。
- (3) 契約内容の変更等の制限  
普通保険約款等に定める契約内容の変更については、これを制限することができる。

## 5. 権利の変更の具体的内容

- (1) 平成13年11月21日以前に締結され、変更基準日において保険期間が終了している元受保険契約にかかる元受保険更生債権の権利の変更
- ① 補償対象契約にかかる権利の変更
- i 補償対象契約のうち一般型保険契約および積立型保険契約の補償部分  
変更基準日において保険期間が終了している保険契約について、未払いの解約等返戻金（積立型保険契約にあっては、補償部分に対応するものに限る）が存する場合、元受更生会社は、認可決定確定日から2か月を経過する日の属する月の末日までに、当該解約等返戻金の額を弁済する。この場合、弁済日までの遅延利息は付さない。
- ii 補償対象契約のうち積立型保険契約の積立部分  
変更基準日において保険期間が終了している保険契約について、未払いの満期返戻金、年金、解約等返戻金（積立部分に対応するものに限る）または契約者配当金が存する場合、元受更生会社は、認可決定確定日から2か月を経過する日の属する月の末日までに、当該満期返戻金、年金、解約等返戻金または契約者配当金の額に90%を乗じた金額を弁済する。この場合、弁済日までの遅延利息は付さない。
- iii 前記 ii の場合、認可決定確定日に、当該未払金額から前記弁済額を控除した残額につき免除を受ける。
- ② 補償対象外契約にかかる権利の変更
- i 補償対象外契約のうち一般型保険契約および積立型保険契約の補償部分  
変更基準日において保険期間が終了している保険契約について、未払いの保険金および返戻金等が存する場合は、当該保険金および返戻金等の額に対して77.03%を乗じた金額を弁済する。
- ii 補償対象外契約のうち積立型保険契約の積立部分  
変更基準日において保険期間が終了している保険契約について、未払いの満期返戻金、年金、解約等返戻金または契約者配当金が存する場合は、当該満期返戻金、年金、解約等返戻金または契約者配当金の額に対して77.03%を乗じた金額を弁済する。
- iii 前記 i および ii の場合、更生会社は、認可決定確定日に当該未払金額から前記弁済額を控除した残額につき免除を受ける。
- (2) 既払補償対象更生債権の権利の変更  
既払補償対象更生債権は全額について免除を受ける。ただし、既払補償対象更生債権の額に保全期間中の弁済額を加算した額を対象として前記(1)に準じて権利の変更を行い、さらに当該権利変更後の債権額から既弁済額を控除した残額が生じる場合には、当該残額を追加して弁済する。この場合、認可決定確定日に、既払補償対象更生債権の額から当該弁済額を控除した残額につき免除を受ける。
6. 精算規定  
更生会社、元受更生会社または損保ジャパンは、更生会社が開始決定日以降認可決定日までの間に支払った元受保険更生債権の金額が、前記条件変更後の契約条件（以下、本節において「新条件」という）に基づき算出される元受保険更生債権の金額に満たない場合には、当該不足額を追加して弁済し、更生会社が開始決定日以降認可決定日までの間に支払った元受保険更生債権の金額が、新条件に基づき算出される元受保険更生債権の金額を超える場合には、当該過払額の返還を免除する。
7. 暫定払措置および支払の代理・代行措置
- (1) 暫定払措置
- ① 更生会社または元受更生会社は、補償対象契約の積立型保険契約については、認可決定日以後、新条件に従った満期返戻金、年金払積立傷害保険契約および財形年金傷害保険契約にかかる年金、ならびに満期返戻金を分割払いしている契約にかかる分割金（以下、本節において「満期返戻金等」という）の支払ができるまでの間、暫定的に、スポンサーの資金援助により、旧条件に基づき算出される満期返戻金等の額の90%を下回らない範囲内で、更生会社が定める方法により算出される額の満期返戻金を支払う。

この場合、更生会社または元受更生会社は、上記暫定払金額が新条件に基づき算出される満期返戻金等の金額に満たない場合には、当該不足額を追加して弁済し、上記暫定払金額が新条件に基づき算出される満期返戻金等の金額を超える場合には、当該過払額の返還を免除する。

- ② 補償対象契約の積立型保険契約（財形傷害保険契約を除く）に基づく解約等返戻金の支払については、会社分割期日以後より、前記①と同様の取扱いとする。

この場合、更生会社または元受更生会社は、新条件に基づき算出される解約等返戻金の金額に満たない場合には、当該不足額を後日追加して弁済し、新条件に基づき算出される解約等返戻金の金額が上記暫定払金額を下回る場合には、当該過払額の返還を免除する。

(2) 支払の代理・代行措置

更生会社または元受更生会社は、前記(1)の暫定払いにかかる支払事務をスポンサーに委託することができる。

8. 支払期限等

- (1) 認可決定日までに約定の支払期日が到来する元受保険更生債権は、本更生計画に別途の支払期日が定められている場合を除き、認可決定確定日から6か月を経過する日までの間に支払う。この場合、更生手続申立日から支払日までの遅延利息は付さない。

- (2) 認可決定日の翌日から認可決定確定日後6か月を経過する日までの間に約定の支払期日が到来する元受保険更生債権は、約定の各支払期日から6か月を経過する日までの間に支払う。この場合、支払日までの遅延利息は付さない。

9. 地震保険契約および自動車損害賠償責任保険契約の責任準備金の取扱い

地震保険契約および自動車損害賠償責任保険契約の責任準備金については次のとおりとする（ただし、前記4.(1)①の取扱いを変更するものではない）。

(1) 地震保険責任準備金

変更基準日における責任準備金は全額を取り崩す。

(2) 自動車損害賠償責任保険責任準備金

義務積立金は変更基準日における受再保険契約の未経過保険料とし、当初免除率（元受保険更生債権にかかるもの）を乗じた額を取り崩し、運用益等積立金等は全額を取り崩す。

10. 普通保険約款等の変更

普通保険約款等の規定は、前記の変更に伴い、主務官庁の認可を得て更生会社の定めるところにより変更されるものとする。

11. 更生計画案に記載のない事項

更生計画案に記載のない事項については、認可決定日以降において主務官庁の認可を得た普通保険約款等に定めるところによるものとする。

第5節 再保険関連更生債権の権利の変更および弁済方法

1. 確定債権

(1) 再保険更生債権

別表14（省略）記載の再保険更生債権

(2) その他の再保険関連更生債権

別表15（省略）記載のその他の再保険関連更生債権

(3) 合意確定再保険更生債権

別表16（省略）記載の合意確定再保険更生債権

2. 権利の変更および弁済方法

(1) 通則

① 弁済通貨

再保険関連更生債権については、認可決定確定日に、当該債権の決済通貨に関して、次のとおり権利の変更を行う。

- i 米国通貨以外の通貨で確定した再保険関連更生債権は、当該確定額を開始決定日現在における別表36（省略）記載の各為替換算レートを適用して算定された米国通貨の確定額に変更する。
- ii 再保険関連更生債権の発生原因である契約において、米国通貨以外の決済通貨の約定がある場合には、当該約定を米国通貨を決済通貨とする約定に変更する。

② 相殺

本更生計画において行う再保険更生債権の相殺の取扱いは、次のとおりとする。再保険更生債権者は、認可決定確定日以前は、再保険更生債権と更生会社が再保険更生債権者に対して有する債権（以下、本項において「更生会社債権」という）とを相殺することができない。認可決定確定日の翌日以降、再保険更生債権者が、本章による権利変更後の再保険更生債権と更生会社債権を相殺する場合は、以下の条件を満たすことを要する。

i 相殺の対象となる再保険更生債権の額が次のいずれかであること

- a 債権調査または確定訴訟の結果によってPaidとして確定していること
- b 後記(2)②iiによりPaidとして決定していること
- c 後記(2)②iii aにより決定していること

ii 相殺の対象となる再保険更生債権の額につき、本章に従って弁済期日が到来していること

iii その他適用法令に従っていること

前記の「相殺」には、再保険更生債権者が保有する信用状引落金の再保険更生債権への充当を含む。

③ 事情変更に基づく「権利の変更および弁済方法」の変更

再保険会社は、認可決定日以降に生じた事情の変更により、再保険更生債権者の利害に重大な影響を及ぼすと認められる事態が生じた場合には、再保険会社所定の方法により再保険更生債権者全員の同意を得たうえで、本更生計画に定める再保険更生債権の「権利の変更および弁済方法」を変更することができる。ただし、当該変更が再保険更生債権者を除く再保険関連更生債権者に対する本更生計画第4章第5節2.(2)②iii c（同節2.(2)②ivにより読み替えて適用される場合を含む）に基づく弁済に不利な影響を与えない場合に限る。

(2) 再保険更生債権

① 権利の変更

i 認可決定確定日における権利の変更

認可決定確定日に、前記第2章第2節3.(2)③において計算される適用ある当初免除率に相当する部分につき、免除を受ける。

ii 最終弁済日における権利の変更

a 最終弁済日に、後記iiiの計算方法によって算定される最終免除率が当初免除率を上回る場合には、最終免除率から当初免除率を控除した割合に相当する部分につき追加的に免除を受ける。

b 最終弁済日に、後記iiiの計算方法によって算定される最終免除率が当初免除率を下回る場合には、当初免除率から最終免除率を控除した割合に相当する部分につき既になされた免除の撤回を受ける。

## iii 最終免除率の計算方法

最終免除率は、以下の計算式により計算される率とする。

(計算式)

$$M2 = 1 - P2$$

$$P2 = Y \div G$$

(数値内容)

M2・・・最終免除率

P2・・・最終弁済率

Y・・・以下のaないしcの合計額として計算される責任財産の価額(以下の計算において、米国通貨以外の通貨による金額は、最終弁済率計算基準日における為替換算レートによって米国通貨に換算して行う)

a・・・最終弁済率計算基準日におけるパミュダ保険会社の全資産の価額(再保険会社の株式の価額を除く)から、当該時点における未払債務およびパミュダ保険会社の清算完了までに必要な費用見積額等を控除した金額

b・・・最終弁済率計算基準日における再保険会社の資産(最終弁済率計算基準日に未回収または未受領の債権を除く)の金額から、当該時点における未払債務、再保険会社の清算完了までに必要な費用見積額(最終弁済率計算基準日に確定訴訟以外の法的手続が係属している場合において、当該法的手続の結果再保険会社が支払うべき債務の見込額および当該法的手続遂行のために必要な費用見積額の合計額を含む)等を控除した金額

c・・・全再保険更生債権の暫定弁済の弁済合計額

G・・・以下のaおよびbの合計額として計算される再保険更生債権の総額

a・・・再保険更生債権認定基準日までにPaidとなった再保険更生債権額

b・・・後記②iii aの方法によって決定した再保険更生債権認定基準日現在における再保険更生債権のOSおよびIBNRの見積決定額

## ② 弁済方法

## i 通則

a 開始決定日以前においてPaidとなっている再保険更生債権のうち債権調査によってPaidとして確定したものの以外のもについては、認可決定により失権するので、再保険会社はPaidとしての認定を行わない。ただし、保護機構が裁判所に提出した保険契約者表に記載されている再保険更生債権はこの限りではない。

b 開始決定日の翌日以降においてPaidとなった再保険更生債権については、その発生原因となる再保険契約を債権届出の対象としている場合に限り、再保険会社はPaidとしての認定を行う。

c 再保険更生債権者が信用状引落金を保有するときは、再保険会社は、当該信用状引落金の額を限度として、信用状引落金を、本章による権利変更後の再保険更生債権の弁済に充当することができる。

## ii 暫定弁済の弁済方法

a 平成16年5月末日までは、保険責任が残っている再保険契約の大部分が存在することから、再保険更生債権の弁済を行わない。ただし、平成15年3月31日以前の日で再保険会社が別途通知する日から、再保険更生債権がPaidとなったことによる請求を受け付けるものとする。

b 再保険更生債権についてPaidとなった額を認定または決定するにあたっては、米国通貨以外の通貨額は、開始決定日現在における別表36(省略)記載の各為替換算レートを適用して米国通貨に換算の上で行う。

c 平成16年6月以降は、次の時期までに、再保険会社がPaidと認定した再保険更生債権の額に10%の割合を乗じた額を弁済する。なお、当該割合は、同年5月末日までの再保険更生債権にかかる受再保険契約に関する保険事故発生状況に応じて、再保険会社の取締役会の決定により減ることができる。

ア 平成15年12月末日までに再保険会社がPaidと認定した再保険更生債権(債権調査において更生会社が確定額として認められた債権を含む)については、平成16年6月末日限り

イ 同16年1月1日から同年12月末日までに再保険会社がPaidと認定した再保険更生債権については同17年6月末日限り

ウ 同17年1月1日から同年12月末日までに再保険会社がPaidと認定した再保険更生債権については同18年6月末日限り

エ 同18年1月1日から同年12月末日までに再保険会社がPaidと認定した再保険更生債権(確定訴訟の結果によって新たに確定した債権を含む)については同19年6月末日限り

d 再保険会社は、前記cの暫定弁済の割合を増加させたと仮定した場合(この場合、既になされた暫定弁済についても差額を追加的に弁済するとともに、以後になされる暫定弁済において暫定弁済の割合を従前より増加させると仮定する)に、いずれの再保険更生債権についても後記iii bのX(最終弁済額)がマイナスとならないことが確実である旨の意見を複数のアクチュアリー会社から得られた場合、取締役会の決定により、前記cの暫定弁済の割合を増加させることができる。ただし、債権者諮問委員会が設置されている場合には、同委員会の賛成意見を得たうえで取締役会の決定を行うものとする。この場合、再保険会社は、既に暫定弁済を行った再保険更生債権に対応する暫定弁済の弁済率の増加部分相当額につき、直近に到来する前記cの暫定弁済の弁済期日に追加的に弁済する。

e 再保険更生債権のうち、再保険更生債権認定基準日までの間に再保険会社に対してPaidとして請求を行った債権額と再保険会社がPaidとして認定した債権額との間に差が生じ、再保険会社と当該再保険更生債権者との間に紛争が起こった場合には、以下の方法によりPaidの額の決定を行う。なお、当該紛争は、以下に記載した紛争解決方法以外の方法により解決することはできない。

ア 再保険会社と当該再保険更生債権者は、再保険会社がPaidの認定額を当該再保険更生債権者に通知した日から6か月間(ただし、当該期間は、再保険会社と当該再保険更生債権者との合意により延長または短縮することができる)は協議を行うものとし、当該協議期間内に合意に達した場合には当該合意額をもってPaidの額とする。

イ 前記ア記載の協議期間内に合意に達しなかった場合には、再保険会社が指名し当該再保険更生債権者が同意した裁定人(ただし、当該再保険更生債権者が再保険会社の指名した裁定人に同意しないときは、イングランドおよびウェールズ公認会計士協会会長(President of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales)が指名した者を裁定人とする)が、再保険会社と当該再保険更生債権者とがそれぞれ提出した資料に基づき認定した額をもってPaidの額とする。なお、かかる裁定に要する費用については、裁定人の決定に従って再保険会社と当該再保険更生債権者が負担するものとする。

iii 最終弁済の弁済方法

a 再保険会社は、最終弁済額の計算のため、以下の方法により、再保険更生債権の債権額を決定する。

ア 再保険更生債権の債権額は、再保険更生債権認定基準日までの間に再保険会社がPaidと認定した額に、再保険更生債権認定基準日現在のOSまたはIBNRの見積決定額を加えた額とする。

イ 再保険更生債権について、Paidとなった額またはOSもしくはIBNRの見積額を認定または決定するにあたっては、米国通貨以外の通貨額は、開始決定日現在における別表36（省略）記載の各為替換算レートを適用して米国通貨に換算の上で行う。

ウ 再保険会社は、再保険更生債権認定基準日の翌日以降の日において、再保険更生債権者に対し、届出期限を定めた上で、OSおよびIBNRの見積額ならびに当該見積額の根拠資料の届出を書面により求めるものとする。なお、当該届出期限は、当該書面の発送日から2か月以上を経過した日とする。

エ 再保険会社は、前記ウの提出期限の日から3か月以内に、再保険更生債権者に対し、再保険会社によるOSおよびIBNRの見積認定額を書面により通知する。その際、再保険会社が通知した見積認定額が再保険更生債権者が届け出た見積額と一致する場合または再保険更生債権者がOSおよびIBNRの見積額および当該見積額の根拠資料の届出を行わなかった場合には、当該見積認定額をもって見積決定額とする。

オ 前記ウにより再保険更生債権者の届け出た見積額と前記エにより再保険会社が通知した見積認定額との間に差が生じた場合、再保険会社と当該再保険更生債権者は、前記エの通知書発送日から6か月間（ただし、当該期間は、再保険会社と当該再保険更生債権者との合意により延長または短縮することができる）は協議を行うものとし、当該協議期間内に合意に達した場合には、当該合意額をもって見積決定額とする。

カ 前記オ記載の協議期間内に合意に達しなかった場合には、前記ii eイ記載の手続により、当該再保険更生債権の見積決定額を定める。

キ 再保険会社は、再保険更生債権認定基準日の翌日以降、再保険更生債権がPaidとなったことによる請求は受け付けない。

b 再保険会社は、各再保険更生債権者に対し、最終弁済日に、各再保険更生債権者から、最終弁済額および最終免除率等の確認書の提出を受けた上で、以下の計算式により計算される金額を弁済する。

（計算式）

$$X = G_n \times P_2 - H_c$$

（数値内容）

X・・・最終弁済額

G<sub>n</sub>・・・前記①iii Gのうち当該再保険更生債権者の債権額

P<sub>2</sub>・・・最終弁済率

H<sub>c</sub>・・・当該再保険更生債権者に対する暫定弁済の弁済合計額

c 最終弁済率が1を超える場合には、当該超過部分に相当する資産を、次のアないしウの順に従って弁済または寄付する。

ア 合意確定再保険更生債権者およびその他の再保険関連更生債権者に対し、最終弁済日に、当該超過部分に相当する資産の額を分子とし、当該更生債権の当初免除額の合計額を分母として弁済率を計算し、当該更生債権の当初免除額を債権額とみなした上で、弁済率が1を超えない範囲で按分して弁済する。この場合、当初免除額のうち当該弁済額につき既になされた免除の撤回を受ける。

イ 前記アで残余が生じた場合、当該残余資産の額を分子とし、Paidとなった再保険更生債権額に対しPaidとしての請求が行われた日の属する年の12月末日から支払済みまで年6.0%の割合により計算した利息相当額の合計額を分母として弁済率を計算の上、弁済率が1を超えない範囲で、当該弁済率を適用して算定された利息額を支払う。

ウ 前記イで残余が生じた場合、当該残余財産は、再保険会社およびパミュダ保険会社の清算の後、特別目的信託の信託証書に明記された慈善団体に寄付される。

iv 予備的弁済の弁済方法

再保険会社（清算会社となった場合も含む）は、最終弁済率計算基準日現在において、未回収または未受領の債権（確定訴訟以外の法的手続の対象となっている債権を含む）による回収を最終弁済率計算基準日以降の日に行った場合には、最終弁済日の属する月の翌月1日から数えて1年を経過する日毎に締めた上で、当該締め日時点における再保険会社の資産（当該締め日に未回収または未受領の債権を除く）の価額から、当該予備的弁済の締め日時点における未払債務、再保険会社の清算完了までに必要な費用見積額（最終弁済率計算基準日に確定訴訟以外の法的手続に係属している場合において、当該法的手続の結果再保険会社が支払うべき債務の見込額および当該法的手続遂行のために必要な費用見積額の合計額を含む）等を控除した金額を分子とし、前記①iiiのGの額を分母として除した割合によって、当該締め日から3か月を経過する日までの間に、各再保険更生債権者に対する予備的弁済を行う。この場合、当該予備的弁済の弁済額につき再保険更生債権の既になされた免除の撤回を受ける。

ただし、予備的弁済にあたっては、前記iii cの規定の「最終弁済率」を「最終弁済率に予備的弁済の弁済率を加算した割合」と読み替えて適用する。

(3) 合意確定再保険更生債権

① 再保険会社は、平成14年10月末日（ただし、認可決定確定日が同年9月25日以降の場合は、会社分割期日以降同日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までの間で、予め裁判所の許可を得て管財人が決定した日）限り、別表16（省略）記載の合意弁済額を弁済する。

② 認可決定確定日に、合意債権額から前記①の合意弁済額を控除した残額につき免除を受ける。

(4) その他の再保険関連更生債権

① 再保険会社は、平成14年10月末日（ただし、認可決定確定日が同年9月25日以降の場合は、会社分割期日以降同日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までの間で、予め裁判所の許可を得て管財人が決定した日）限り、確定したその他の再保険関連更生債権の額に修正基本弁済率（再保険会社）を乗じた額を弁済する。

② 認可決定確定日に、確定したその他の再保険関連更生債権の額に別表4-2（省略）記載の当初免除率を乗じた額につき免除を受ける。

第6節 一般更生債権の権利の変更および弁済方法

1. 役員退職年金等更生債権

(1) 確定債権

3件 13,687,000円 別表17-1（省略）

(2) 権利の変更および弁済方法

更生会社または元受更生会社は、別表17-1（省略）記載の役員退職年金等更生債権者に対して、開始決定日に支払期日が到来していない役員退職第一年金または役員退職年金の金額を別表17-1（省略）記載の現在価値引直率により開始決定日における現在価値に引き直し計算した金額に、修正基本弁済率（元受更生会社）を乗じた額を、認可決定確定日から2か月を経過する日の属する月の末日（以下、本項において「役員退職年金弁済日」という）までに一括して弁済する。なお、役員退職年金弁済日までの遅延利息は付さない。

この場合、認可決定確定日に、役員退職年金等更生債権の債権額に別表17-1（省略）記載の当初免除率を乗じた金額につき免除を受ける。

別表17-1（省略）記載の役員退職年金等更生債権者が役員退職年金弁済日までに死亡した場合の遺族年金受給権については、更生会社、元受更生会社または損保ジャパンが、開始決定日に支払期日が到来していない遺族年金の金額を別表17-1（省略）記載の現在価値引直率により開始決定日における現在価値に引き直し計算した金額に、修正基本弁済率（元受更生会社）を乗じた額を、役員退職遺族年金弁済日から2か月を経過する日の属する月の末日（以下、本項において「役員退職遺族年金弁済日」という）までに一括して弁済する。なお、役員退職遺族年金弁済日までの遅延利息は付さない。

この場合、別表17-1（省略）記載の役員退職年金等更生債権者が死亡した日に、遺族年金受給権の債権額のうち前記弁済額を超える部分につき免除を受ける。

## 2. その他の一般更生債権

### (1) 確定債権

10件 9,709,868,413円 別表17-2（省略）整理番号4ないし13

### (2) 権利の変更および弁済方法

① 元受更生会社は、平成14年10月末日（ただし、認可決定確定日が同年9月25日以降の場合は、会社分割期日以降同日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までの間で、予め裁判所の許可を得て管財人が決定した日）限り、確定したその他の一般更生債権額に修正基本弁済率（元受更生会社）を乗じた額を弁済する。

② 認可決定確定日に、確定したその他の一般更生債権額に別表4-2（省略）記載の当初免除率を乗じた額につき免除を受ける。

## 第7節 劣後的更生債権の権利の変更

劣後的更生債権については、全額について免除を受ける。

第5章 未確定更生債権等の措置（省略）

第6章 弁済資金の調達方法等（省略）

第7章 担保権の措置（省略）

第8章 争いの落着しない権利に対する措置（省略）

用語集（省略）

東京地方裁判所民事第8部